

第7回定時株主総会招集ご通知



LIFENET

LIFENET INSURANCE COMPANY

- | | |
|------------|-----------------------------------|
| 日 時 | 2013年6月23日（日曜日）
午後2時（受付開始午後1時） |
| 場 所 | 日比谷公会堂 |
| 議 案 | 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役7名選任の件 |

「生命保険はむずかしい」

そう言われる時代は、もう、終りにさせたい

THE MANIFESTO of LIFENET INSURANCE COMPANY

1 私たちの行動指針

- (1) 私たちは、生命保険を原点に戻す。生命保険は生活者の「ころばぬ先の杖が欲しい」という希望から生れてきたもので、生命保険会社という、制度が先にあったのではないという、原点に。
- (2) 一人一人のお客さまの、利益と利便性を最優先させる。私たちもお客さまも、同じ生活者であることを忘れない。
- (3) 私たちは、自分たちの友人や家族に自信をもってすすめられる商品しか作らない、売らない。
- (4) 顔の見える会社にする。経営情報も、商品情報も、職場も、すべてウェブサイトで公開する。
- (5) 私たちの会社は、学歴フリー、年齢フリー、国籍フリーで人材を採用する。そして子育てを重視する会社にしていく。働くひとがすべての束縛からフリーであることが、ヒューマンな生命保険サービスにつながることを確信する。
- (6) 私たちは、個人情報の保護をはじめとしてコンプライアンスを遵守し、よき地球市民であることを誓う。あくまでも誠実に行動し、倫理を大切にします。

2 生命保険を、もっと、わかりやすく

- (1) 初めてのひとが、私たちのウェブサイトを見れば理解できるような、簡単な商品構成とする。例えば、最初は、複雑な仕組みの「特約」を捨て、「単品」のみにした。
- (2) お客さまが、自分に合った商品を自分の判断で、納得して買えるようにしたい。そのための情報はすべて開示する。例えば、私たちの最初の商品は、生命保険が生れた時代の商品のよう、内容がシンプルで、コストも安く作られている。そのかわり、配当や解約返戻金や特約はない。保険料の支払いも月払いのみである。このような保険の内容も、つつみ隠さず知ってもらおう。
- (3) すべて、「納得いくまで」、「腑に落ちるまで」説明できる体制をととのえていく。わからないことは、いつでも、コンタクトセンターへ。またウェブサイト上に、音声や動画などを使用して、わかりやすく、退屈させないで説明できる工夫も、十分にしている。
- (4) 私たちのウェブサイトは、生命保険購入のためのみに機能するものではなく、「生命保険がわかる」ウェブサイトとする。
- (5) 生命保険は形の無い商品である。だから「約款」(保険契約書)の内容が商品内容である。普通のひとが読んで「むずかしい、わからない」では商品として重大な欠陥となる。誰でも読んで理解でき、納得できる「約款」にする。私たちは、約款作成にこだわりを持ち、全社員が意見をだしあって誠意をもって約款を作成した。
- (6) 生命保険は、リスク管理のための金融商品である。その内容について、お客さまが冷静に合理的に判断できる情報の提供が不可欠である。

このマニフェストを宣言で、終わらせません。
行動の指針とします。
私たちの出発を、見つめていてください。

3 生命保険料を、安くする

- (1) 私たちは生命保険料は、必要最小限以上、払うべきではないと考える。このため、さまざまな工夫を行う。
- (2) 私たちの生命保険商品は、私たち自身で作成し、私たちが手から、お客さまに販売する。だからその分、保険料を安くできる。
- (3) 保障金額を、過剰に高く設定しない。適正な金額とする。したがって、毎月の保険料そのものが割安となる。私たちのシミュレーションモデルは、残された家族が働く前提で作られている。「すべてのひとは、働くことが自然である」と考えるから。そのために、いざという場合の保険金額も、従来の水準よりも低く設定されている。
- (4) 確かな備えを、適正な価格で。私たちの最初の商品は、シンプルな内容の「単品」のみである。良い保険の商品とは、わかりやすく、適正な価格で、いつでもフレンドリーなサービスがあり、支払うときも、あやまりなく、スピーディーであるかが、問われると考える。それゆえに、あれこれ約束ごとを含む、複雑な特約とのセット販売は行わない。
- (5) 事務コストを抑える。そのために、紙の使用量を極力制限する。インターネット経由で、契約内容を確認できるようにする。
- (6) 生命保険は、住宅の次に高い買物であると言われている。毎月の少しずつの節約が、長い人生を通してみると大きな差になることを、実証したい。
- (7) 生命保険料の支払いを少なくして、その分をお客さまの人生の楽しみに使える時代にしたいと考える。

4 生命保険を、もっと、手軽で便利に

- (1) 私たちの生命保険の商品は、インターネットで、24時間×週7日、いつでもどこでも、申し込める。
- (2) 印鑑は使わなくてもよくなりました。法令上必要な書類はお客さまに郵送し、内容確認の上、サインして返送していただく。したがって、銀行振替申込書以外、押印は不要となる。
- (3) 満年齢方式を採用した。誕生日を起点に、一年中いつでも同じ保険料で加入できるように。
- (4) 私たちの商品の支払い事由は、死亡、高度障害、入院、手術のように、明確に定められている。この定められた事由により、正確に誠実に、遅滞なく支払いを実行する。手術の定義も、国の医療点数表に合わせた。この定義の採用は、日本ではまだ少ない。わかりやすくなり、「手術か、そうでないか」の議論の余地が少なくなる。なお、従来の生命保険では、88項目の制限列举方式が主だった。
- (5) 私たちは「少ない書類で請求」と「一日でも早い支払い」を実現させたい。そのために、保険金などの代理請求制度を、すべての商品に付加した。また、お客さまからコンタクトセンターにお電話いただければ、ただちに必要書類をお送りできる体制にした。そして、保険請求時の必要書類そのものを最小限に抑えた。このようなことが可能になるのも、生命保険の原点に戻った、シンプルな商品構成だからである。

ライフネット生命保険株式会社

株主の皆さまへ

株主の皆さまには、日頃からの温かいご支援に厚く御礼申し上げます。

当社は、上場後2回目の株主総会を日比谷公会堂で開催いたします。「開かれた株主総会」をコンセプトとし、株主の皆さまと直接お話する貴重な機会と考えておりますので、ぜひご出席ください。なお、株主総会にご出席いただくことができない場合は、書面又はインターネットにて議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

2012年度は、「開業後5年以内に保有契約件数15万件以上」という経営目標の達成に加え、保有契約者数が10万人を突破いたしました。また、約2年半ぶりの新商品である「じぶんへの保険プラス(がん・先進医療保障つき)」の発売や給付金請求における診断書提出を原則不要とする簡易請求の実現などにも取り組みました。2012年度のトピックスは48ページをご覧ください。

今後とも皆さまのご支援を、どうぞよろしくお願い申し上げます。

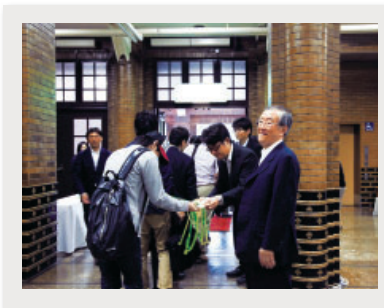


代表取締役社長
出口 治明

代表取締役副社長
岩瀬 大輔

ぜひ、株主総会にご出席ください

2013年6月23日(日曜日)午後2時より日比谷公会堂で開催いたします。



(注)写真は、第6回定時株主総会及び事業説明会の模様です。

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。



株主総会にご出席いただく場合

同封の議決権行使書をご持参いただき、株主総会当日に会場受付にご提出ください。

▶ 株主総会開催日時：2013年6月23日（日曜日）午後2時



郵送にて議決権を行使いただく場合

同封の議決権行使書に賛否をご記入の上ご投函ください。

▶ 行使期限：2013年6月21日（金曜日）午後5時30分到着分まで



インターネットにて議決権を行使いただく場合

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<http://www.evotep.jp/>）にアクセスし、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

▶ 行使期限：2013年6月21日（金曜日）午後5時30分入力分まで

インターネットによる議決権行使方法のご案内については4ページをご参照ください。

議決権の行使にあたっては、以下の事項を予めご承知おきください。

- ▶ 議決権行使書とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

(証券コード 7157)
2013年5月31日

株 主 各 位

東京都千代田区麹町二丁目14番地2 麹町NKビル
ライフネット生命保険株式会社
代表取締役社長 出口 治 明

第7回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社第7回定時株主総会を下記のとおり開催しますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類の内容をご検討のうえ、4ページに記載の「議決権行使に関するご案内」に従って、2013年6月21日（金曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2013年6月23日（日曜日）午後2時（午後1時 受付開始）
2. 場 所 東京都千代田区日比谷公園1番3号 日比谷公会堂
（末尾の「会場ご案内図」をご参照ください）
3. 目的事項
報告事項 第7期（2012年4月1日から2013年3月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件

4. その他の事項

本招集ご通知の添付書類のうち、計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、当社株主・投資家情報ウェブサイト（<http://ir.lifenet-seimei.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載していません。監査役及び会計監査人が監査した計算書類は、本招集ご通知添付書類及び当社株主・投資家情報ウェブサイトに掲載している個別注記表となります。

以 上

-
- (1) 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書を会場受付にご提出ください。
 - (2) 株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類の記載事項を修正する必要がある場合は、当社株主・投資家情報ウェブサイト（<http://ir.lifenet-seimei.co.jp/>）に掲載いたします。
 - (3) 株主総会には、保険契約者及び報道関係者をご招待する予定です。

議決権行使に関するご案内

〔書面による議決権行使〕

同封の議決権行使書に議案に対する賛否をご表示のうえ、2013年6月21日（金曜日）の午後5時30分までに到着するようご返送ください。各議案について、賛否のご表示がない場合は、「賛成」の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

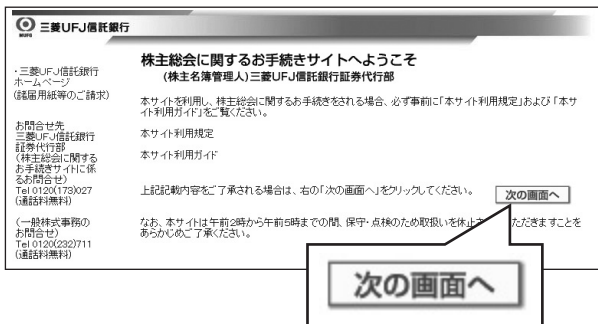
〔インターネットによる議決権の行使〕

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、2013年6月21日（金曜日）の午後5時30分までに、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

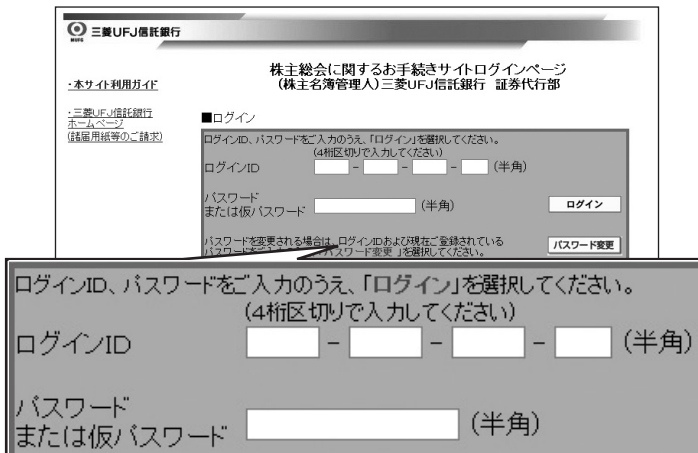
議決権行使書とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
※「iモード」は株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、「EZweb」はKDDI株式会社、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標又は登録商標です。
- (2) パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、インターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) 第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の際は、議決権行使ウェブサイト上で「仮パスワード」の変更をお願いいたします。
- (5) 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、自己負担となります。また、携帯電話をご利用の場合も、パケット通信料・その他携帯電話利用に際して発生する費用は、自己負担となります。

- (6) 議決権行使ウェブサイトへのアクセスの手順については以下をご参照ください。
- ① 議決権行使ウェブサイト (<http://www.evote.jp/>) にアクセスし、サイト利用規定及びサイト利用ガイドの記載内容をご了承の上、「次の画面へ」をクリックします。



- ② お手元の議決権行使書に記載された「ログインID」及び「パスワード」を入力し、ログインします。



- ③ メニューから「議決権行使」を選択し、画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。なお、「電子メール受領」を選択し、メールアドレスを登録されると、次回から電子メールにより招集ご通知をお受け取りいただけますので、ご希望の場合はご登録ください。

以上

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)
電話 0120-173-027 (受付時間 9:00~21:00、通話料無料)

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

当社は2008年5月に開業し、2012年3月に東京証券取引所マザーズに上場を果たすとともに、2012年11月には経営目標である「開業後5年以内に保有契約件数15万件以上」を達成しました。今後も持続的な成長を目指す上で、コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図るべく、取締役会長の地位を新設するとともに、最高経営責任者（CEO）及び最高執行責任者（COO）の地位を新設することから、当社定款の規定に所要の変更をお願いするものであります。

変更の内容は次のとおりであります。

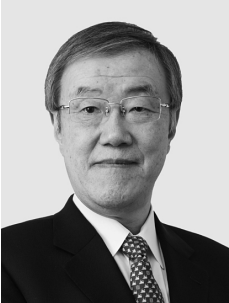

（下線部は変更箇所を示しております。）



現 行 定 款	変 更 案
<p>（株主総会の招集） 第13条（条文省略） 2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>が招集する。ただし、<u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集する。</p>	<p>（株主総会の招集） 第13条（現行どおり） 2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役会長</u>が招集する。ただし、<u>代表取締役会長が不在のときまたは代表取締役会長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集する。</p>
<p>（株主総会の議長） 第14条 株主総会の議長は、<u>取締役社長</u>が務める。ただし、<u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p>	<p>（株主総会の議長） 第14条 株主総会の議長は、<u>代表取締役会長</u>が務める。ただし、<u>代表取締役会長が不在のときまたは代表取締役会長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p>
<p>第15条～第20条（条文省略）</p>	<p>第15条～第20条（現行どおり）</p>
<p>（役付取締役） 第21条 当社は、取締役会の決議によって、取締役の中から、<u>取締役社長</u>1名および役付取締役若干名を定めることができる。</p>	<p>（役付取締役） 第21条 当社は、取締役会の決議によって、取締役の中から、<u>取締役会長</u>1名、<u>取締役社長</u>1名および役付取締役若干名を定めることができる。</p>
<p>（代表取締役） 第22条 <u>取締役社長</u>は、代表取締役とする。 2（条文省略） （新設）</p>	<p>（代表取締役） 第22条 <u>取締役会長</u>および<u>取締役社長</u>は、代表取締役とする。 2（現行どおり） 3 <u>当社は、取締役会の決議によって、取締役会長または取締役社長から最高経営責任者（CEO）1名を定めるとともに、代表取締役から最高執行責任者（COO）1名を定める。</u></p>

第2号議案 取締役7名選任の件

現任の取締役7名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。なお、取締役候補者は全て再任となります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況
1	 <p>でぐち はる あき 出口 治 明 (1948年4月18日生)</p>	<p>1972年 4月 日本生命保険相互会社入社 1992年 4月 同社 ロンドン事務所長、ロンドン現地法人社長 1995年 4月 同社 国際業務部長 1998年 4月 同社 公務部長 2003年 4月 大星ビル管理株式会社 PFI担当 2005年 6月 同社 取締役 2006年10月 当社 代表取締役社長 2011年 7月 当社 代表取締役社長執行役員（現任）</p> <p>【担当】 監査部</p>
2	 <p>いわ せ だい すけ 岩 瀬 大 輔 (1976年3月17日生)</p>	<p>1998年 4月 ボストン コンサルティング グループ入社 2001年12月 株式会社リップルウッド・ジャパン入社 2006年10月 当社 取締役副社長 2009年 2月 当社 代表取締役副社長 2011年 7月 当社 代表取締役副社長執行役員（現任）</p>

候補者 番号	氏名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況
3	 <p>なか だ か ず こ 中 田 華 寿 子 (1965年1月15日生)</p>	<p>1987年4月 電通ヤング・アンド・ルビカム株式会社入社 1997年1月 スターバックス コーヒー ジャパン 株式会社 マーケ ティン グ・PRマネジャー 2001年6月 同社 広報室長執行役員 2005年2月 株式会社GABA マーケティング部ディレクター 2006年1月 同社 マーケティング部門部門長常務執行役員 2008年4月 当社 マーケティング部長 2009年2月 当社 取締役 2011年4月 当社 常務取締役 2011年7月 当社 常務取締役執行役員(現任) 【担当】 マーケティング部、商品開発部、コンタクトセンター</p>
4	 <p>ひ ぐ ち し ゅん い ち ろ う 樋 口 俊 一 郎 (1953年11月2日生)</p>	<p>1977年4月 大蔵省(現 財務省)入省 1997年7月 大蔵省主計局主計官 1998年6月 金融監督庁監督部保険監督課長 2005年7月 国民生活金融公庫(現 日本政策金融公庫)理事 2007年7月 財務省近畿財務局長 2008年7月 同省財務総合政策研究所長 2011年4月 中央大学大学院公共政策研究科 客員教授(現任) 2011年11月 当社 顧問 2012年6月 当社 常務取締役執行役員 チーフ・コンプライアンス・オフィサー(現任) 【担当】 法務部、リスク管理部、お客さま相談部</p>

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況
5	 <p data-bbox="287 536 529 597">ふじ たら さく や 藤 原 作 弥 (1937年1月14日生)</p>	<p>1962年4月 株式会社時事通信社入社</p> <p>1994年6月 同社 解説委員長</p> <p>1997年4月 同社 解説委員会顧問</p> <p>1998年3月 日本銀行 副総裁</p> <p>2003年6月 株式会社日立総合計画研究所 代表取締役社長 東北電力株式会社 監査役(現任)</p> <p>2011年6月 株式会社毎日新聞グループホールディングス 監査役 (現任)</p> <p>2012年6月 当社 取締役(現任)</p>
6	 <p data-bbox="287 945 529 1043">いし くら よう こ 石 倉 洋 子 (栗田洋子) (1949年3月19日生)</p>	<p>1985年7月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク 日本支社 マネージャー</p> <p>1992年4月 青山学院大学国際政治経済学部 教授</p> <p>2000年4月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科 教授</p> <p>2004年4月 日本郵政公社 社外理事(非常勤)</p> <p>2005年10月 日本学術会議 副会長</p> <p>2006年6月 株式会社商船三井 取締役</p> <p>2010年6月 日清食品ホールディングス株式会社 取締役(現任) 富士通株式会社 取締役(現任)</p> <p>2011年4月 慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科 教授(現 任)</p> <p>2012年6月 当社 取締役(現任)</p>

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況
7	 <p data-bbox="293 556 523 624">うちだかずなり 内田和成 (1951年10月31日生)</p>	<p>1974年4月 日本航空株式会社入社</p> <p>1999年11月 ポストン コンサルティング グループ シニアバイスプレジデント</p> <p>2000年6月 同社 日本代表</p> <p>2005年1月 同社 シニアバイスプレジデント</p> <p>2006年4月 サントリー株式会社 (現サントリーホールディングス株式会社) 監査役</p> <p>早稲田大学大学院商学研究科 教授 (現任)</p> <p>2007年4月 早稲田大学ビジネススクール 教授 (現任)</p> <p>2012年2月 キューピー株式会社 監査役 (現任)</p> <p>2012年6月 当社 取締役 (現任)</p> <p>三井倉庫株式会社 取締役 (現任)</p> <p>2012年8月 日本ERI株式会社 取締役 (現任)</p>

(注) 1.各候補者は当社の株式を保有していません。

2.各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

3.藤原作弥、石倉洋子、内田和成の各氏は、当社の現任の社外取締役であります。社外取締役に関する事項は以下のとおりであります。

(1) 各氏の在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

(2) 各氏とも一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから、東京証券取引所が指定する独立役員として届け出ております。なお、再任いただいた場合も独立役員として届け出る予定です。

(3) 当社は、在任中、その任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、当該社外取締役が職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を、各氏と締結しております。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とするものであります。なお、再任いただいた場合も当該契約を継続する予定です。

4.藤原作弥、石倉洋子、内田和成の各氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に規定する社外取締役候補者であります。各氏を社外取締役候補者とした理由は、以下のとおりであります。

(1) 藤原作弥氏は、日本銀行副総裁としてわが国の金融政策に携わったことにより、金融に関する豊富な経験と幅広い知見を有していることから、社外取締役として選任をお願いするものであります。

(2) 石倉洋子氏は、直接会社経営に関与したことはありませんが、国際政治経済及び国際企業戦略の専門家として企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見を有していることから、社外取締役として選任をお願いするものであります。

(3) 内田和成氏は、コンサルティングファームにおける企業経営者として豊富な経験と幅広い知見を有していることから、社外取締役として選任をお願いするものであります。

以上

(添付書類)

事業報告

(2012年 4 月 1 日から
2013年 3 月31日まで)

1. 保険会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果並びに対処すべき課題

① 当事業年度における事業の経過及び成果

当事業年度の国内経済は、一部に弱さが残るものの、輸出環境の改善や経済対策、金融政策の効果などを背景に、企業収益にも改善の兆しが見られるなど、持ち直しの動きが出てきております。

生命保険業界におきましては、保有契約件数が増加基調にあることに加え、金融政策の影響から株式市場に持ち直しの動きが出ている一方で、保有契約金額は引き続き減少するとともに、資産運用における低金利環境が継続しております。また、営業職員チャネルのほか、銀行窓販、乗合代理店による来店型店舗及びインターネット等のダイレクトチャネルなど、販売チャネルの多様化が進むとともに、顧客のニーズの変化に対応した商品の販売や約12年ぶりとなる標準利率の引下げへの対応など、各社独自の戦略による競争が厳しくなっております。

このような状況の中、当社は、相互扶助という生命保険の原点に戻り、「正直に経営し、わかりやすく、安くて便利な商品・サービスの提供を追求する」という経営理念のもと、インターネットを主な販売チャネルとする新しいスタイルの生命保険会社として、開業から5年目を迎えました。高い価格競争力と24時間いつでも申し込み可能な利便性を両立することにより、引き続きお客さま視点でのサービスの提供に努めました。

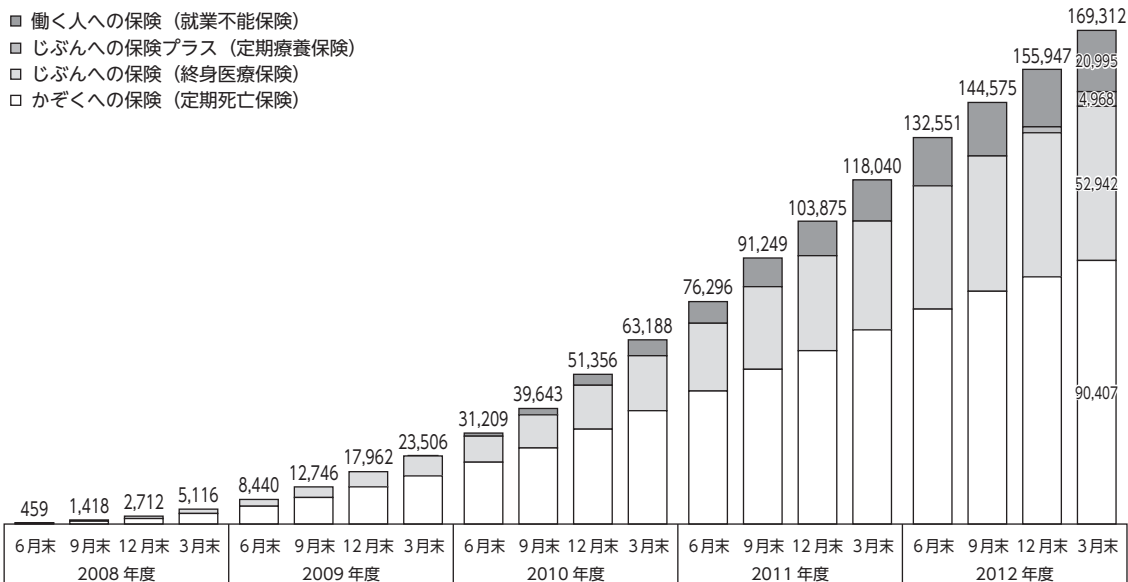
当事業年度における具体的な取組み及び成果は以下のとおりであります。

(契約の状況)

当事業年度の新契約件数は、前事業年度比99.9%の60,685件となりました。2012年11月12日には保有契約件数15万件を突破し、「開業後5年以内に保有契約件数15万件以上」という経営目標を4年6ヶ月で達成するとともに、2013年2月には保有契約者数が10万人を突破しました。当事業年度の新契約者数における20代及び30代の割合は72.4%となり、引き続き若年層のお客さまを中心に支持されました。この結果、当事業年度末時点の保有契約件数は、前事業年度末比143.4%の169,312件、保有契約の年換算保険料は、前事業年度末比141.2%の6,875百万円となりました。なお、保有契約件数は、2013年4月8日に17万件を突破しました。

○保有契約件数の推移

(単位：件)



○新契約の状況

(単位：百万円)

区 分	2011年度	2012年度	前事業年度比
申込件数	91,561件	88,250件	96.4%
新契約件数	60,725件	60,685件	99.9%
新契約金額（新契約高）	487,141	448,728	92.1%
年換算保険料	2,468	2,409	97.6%
うち医療保障・生前給付保障等	1,177	1,061	102.3%

(注) 新契約金額(新契約高)は死亡保障額の合計であり、第三分野保険の保障額を含みません。

○保有契約の状況

(単位：百万円)

区 分	2011年度末	2012年度末
保有契約件数	118,040件	169,312件
内訳：「かぞくへの保険」（定期死亡保険）	66,606件	90,407件
内訳：「じぶんへの保険」（終身医療保険）	37,305件	52,942件
内訳：「じぶんへの保険プラス」（定期療養保険）	－	4,968件
内訳：「働く人への保険」（就業不能保険）	14,129件	20,995件
保有契約金額（保有契約高）	1,105,302	1,480,395
年換算保険料	4,870	6,875
うち医療保障・生前給付保障等	1,992	2,992
保有契約者数	75,622人	103,816人

(注) 保有契約金額（保有契約高）は死亡保障額の合計であり、第三分野保険の保障額を含みません。

(収支の状況)

当事業年度の保険料等収入は、新契約件数は前事業年度並みだったものの、保有契約件数の増加に伴い、前事業年度比159.0%の5,915百万円と大幅に増加しました。また、資産運用収益は、前事業年度比108.8%の51百万円と増加しました。その他経常収益は、9百万円となりました。この結果、当事業年度の経常収益は前事業年度比158.4%の5,976百万円となりました。

当事業年度の保険金等支払金は、主に保有契約件数の増加に伴う終身医療保険「じぶんへの保険」の給付金の支払いの増加等により、前事業年度比140.1%の575百万円となりました。責任準備金等繰入額は、前事業年度比141.9%の1,603百万円となりました。当事業年度から、責任準備金の精緻化を図るために、金融庁の認可を受け算出方法を変更したことから、責任準備金繰入額は従来の算出方法と比べ、501百万円減少しております。なお、責任準備金の算出方法の変更は、すべての保有契約に適用しております。また、事業費は、上半期までに認知度向上を目的とした広告宣伝等を積極的に展開したことにより、前事業年度比124.9%の4,976百万円となりました。事業費のうち、広告宣伝費を中心とした営業費用は2,761百万円、保険事務費用は550百万円、システムその他費用は1,664百万円となりました。この結果、当事業年度の経常費用は前事業年度比134.5%の5,999百万円となりました。なお、当社は、保険業法第113条に基づき、事業費の一部である2,701百万円を繰延べているため、経常費用から控除しております。

以上のとおり、保有契約件数の増加に加え、責任準備金の算出方法の変更、保険業法第113条に基づく事業費の繰延等の要因により、当事業年度の経常損失は、前事業年度の687百万円から23百万円となりました。これに伴い、当期純損失は、前事業年度の900百万円から126百万円となりました。

また、生命保険会社の主たる収益指標のひとつである基礎利益は244百万円（前事業年度△391百万円）となりました。

○収支の状況

(単位：百万円)

区 分	2011年度	2012年度	前事業年度比
経常収益	3,773	5,976	158.4%
保険料等収入	3,720	5,915	159.0%
資産運用収益	47	51	108.8%
その他経常収益	5	9	173.8%
経常費用	4,461	5,999	134.5%
保険金等支払金	410	575	140.1%
責任準備金等繰入額	1,130	1,603	141.9%
うち危険準備金繰入額	295	268	90.6%
資産運用費用	0	0	53.7%
事業費	3,984	4,976	124.9%
営業費用	2,160	2,761	127.9%
保険事務費用	446	550	123.3%
システムその他費用	1,378	1,664	120.8%
その他経常費用	1,041	1,544	148.3%
うち保険業法第113条繰延資産償却費	609	1,060	173.8%
保険業法第113条繰延額	△2,106	△2,701	—
経常損失 (△)	△687	△23	—
当期純損失 (△)	△900	△126	—
基礎利益	△391	244	—

(保険金等の支払いの状況)

当事業年度に支払った保険金等は、2,356件、金額は520百万円となりました。内訳は、保険金18件、286百万円、給付金2,338件、234百万円です。

当社は、保険金等の支払いを生命保険会社の最も重要な社会的責務であることを認識するとともに、保険金等の支払い漏れ防止に積極的に取組み、保険金等の適切な支払いによってお客さまの信頼向上に努めております。また、必要書類が会社に到着してから、原則5営業日以内に、指定口座に保険金及び給付金を支払っております。事実の確認や請求書類の不備の補完に要した日数を除き、当事業年度において支払いに要した平均営業日数は3.25日となり、引き続き迅速な支払いを実現しております。

さらに、2012年10月2日より、医療保険の給付金請求書類のうち、医師の診断書(各種証明書)の提出を原則¹として不要とし、お客さまがより簡易に給付金を請求できる体制を整備しました。この結果、医療機関への診断書の作成依頼から発行までに相当する期間が短縮され、当社への連絡から給付金の支払いまでにかかる平均日数が43日²から23日³となりました。また、お客さまが診断書の取得にかかる5,000円程度の費用⁴と手間を省くとともに、診断書を作成する医療機関側の負担も軽減することができました。

なお、2013年4月から、お客さまが登録情報と契約内容を確認できる「ライフネット生命レター」(総合通知)の郵送を開始しました。給付金の請求時に利用できる連絡シートを添付するなど、今後とも保険金等を確実にお支払いするための取組みを推進します。

(注) 1. 次の場合は当初から又は追加で診断書の提出を求めたり、当社から医療機関等に事実確認を行ったりすることがあります。また、入院の原因等によってはその他の書類を提出いただく場合があります。

- 診療明細書の提出ができない場合
- 請求者が被保険者以外(指定代理請求人等)となる場合
- 当社が定める特定の傷病(がん等)による場合
- 当社が定める治療期間を超える場合

2. 開業から2012年8月までに受け付けた医療保険の給付金請求における当社実績に基づきます。
3. 2012年10月2日から2013年3月31日までに受け付けた診断書が不要となる医療保険の給付金請求における当社実績に基づきます。
4. 株式会社産労総合研究所「2007年 医療機関における文書料金実態調査」に基づきます。

○保険金等の支払いの状況

(単位：百万円)

区 分	2011年度	2012年度	前事業年度比
保険金及び給付金支払件数	1,284件	2,356件	183.5%
保険金支払件数	17件	18件	105.9%
給付金支払件数	1,267件	2,338件	184.5%
保険金及び給付金支払額	370	520	140.5%
保険金支払額	251	286	113.9%
給付金支払額	119	234	196.4%

(お客さまの声の状況)

当事業年度の総相談件数は69,761件、このうち苦情件数は607件となりました。

当社は、「お客さまの声」を、保険商品・サービスをお客さまにとってより魅力あるものにしていくための貴重な経営資源としてとらえ、コンタクトセンターを中心に全社的に収集・管理・分析の上、サービスの継続的改善とお客さま満足度の向上を図るため、日々の事業運営に反映しております。このような取組みが評価され、当社のコンタクトセンターとウェブサイトは、2012年11月に、HDI-Japanが主催する2012年度「HDI問合せ窓口格付け（生命保険業界）」において、最高ランクの三つ星をダブル受賞するとともに、生命保険業界で第1位の評価をいただきました。

○お客さまの声の状況

(単位：件)

区 分	2011年度	2012年度	前事業年度比
お客さまからの総相談件数	72,001	69,761	96.9%
うち苦情件数	488	607	124.4%

(資産運用の状況)

当事業年度においても、資本業務提携目的の株式を除く運用資産の全てを、国債を中心とした短期かつ高格付けの公社債などの円金利資産により運用しております。また、資本業務提携を目的として、当社の保険募集代理店である株式会社アドバンスクリエイトの株式を保有しております。このように、リスクを限定した方針に基づき資産運用を行っているため、現状では当社の運用収益に対するマクロの運用環境の変化による影響は、限定的であると認識する一方、政権交代及び日本銀行による金融緩和政策の影響を考慮し、今後は外国債券への投資等による資産運用の多様化も検討します。なお、保有していた東京電力株式会社の社債は、2012年12月に全て満期償還されました。

以上の運用方針の下、当事業年度末の総資産は20,450百万円（前事業年度末 18,861百万円）、このうち現金及び預貯金に有価証券を加えた運用資産残高は13,841百万円（前事業年度末 14,229百万円）となりました。また、当事業年度の運用資産全体の利回りは0.38%となるとともに、当事業年度末の有価証券の平均残存期間は約2.6年となりました。

(その他の成果)

当事業年度においては、2012年10月2日に、当社にとって約2年半ぶりの新商品となる医療費負担連動タイプの医療保険である定期療養保険「じぶんへの保険プラス」（がん・先進医療保障付き）を発売しました。「じぶんへの保険プラス」は、入院日数の短期化や入院費用（1日当たりの自己負担費用）の高額化、がん治療の通院へのシフトなど、わが国の医療の現状を考慮して開発した医療費負担に連動して給付金を支払う定期タイプの医療保険で、がんや先進医療に対する保障も備えた商品です。「じぶんへの保険プラス」の保有契約件数は、発売から約半年で4,968件となりました。さらに、同日から医療保険における特定疾病・部位不担保法による引受を開始しました。これにより、子育て世代を応援する会社として、帝王切開を受けた方でも医療保険へのお申し込みが可能となりました。

また、2012年10月4日から、当社の理念と商品コンセプトに賛同し、当社の保険商品を世に広めていただける提携保険プランナーの公募を開始するとともに、情報開示を徹底することがお客さまに信頼いただくサービス提供の基本であるという考えに基づいて、代理店手数料率を開示しました。なお、2013年2月1日から提携保険プランナーによる保険募集を開始しました。提携保険プランナーは、2013年4月30日時点で15名です。

2012年4月には、2008年5月の開業以来初めてウェブサイトの大幅なリニューアルを行うとともに、2012年6月にはスマートフォンでの申込み対応を開始するなど、当社の店舗であるウェブサイトの改善を重ねることで、お客さまの利便性の向上に努めております。

なお、スマートフォンサイトは、2013年4月の全面リニューアルにより、利便性が向上しました。また、当社のウェブサイトは、そのわかりやすさが評価され、2012年6月に一般社団法人ユニバーサル コミュニケーション デザイン協会®が主催するUCDAアワード2012の生命保険募集ウェブページ部門で「情報のわかりやすさ賞」を受賞しました。システム面においては、2013年3月に情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格「ISO27001」の認証を取得しました。

さらに、就業不能保険「働く人への保険」が、株式会社毎日新聞社が発行する「週刊エコノミスト」2012年11月27日号の「有力FPに聞く 商品別ランキング」就業不能・所得補償保険部門で第1位に選ばれました。

また、当社に対する認知度の向上を図るために、2012年12月からの新TVCMシリーズの放映やライフネット生命×webクリエイター「CONTENTS BATTLE」等のウェブマーケティングの実施や「ネット選挙に関する調査」、「ドラゴンボールに関する調査」などの独自性の高い調査を行いました。

(財政状態)

当事業年度末の総資産は、事業費の一部を繰延べたことに伴う保険業法第113条繰延資産の増加により、20,450百万円（前事業年度末 18,861百万円）となりました。主な勘定残高は、高格付けの国債や社債を中心とする有価証券13,488百万円、保険業法第113条繰延資産5,300百万円となりました。有価証券の内訳は、2012年3月の東京証券取引所マザーズ市場への上場に伴って調達した資金を、一時的に投資した短期国債の償還に伴い社債等に振替えたことから、前事業年度末と比較し、国債の保有残高が減少し、社債の保有残高が増加しました。また、保険業法第113条繰延資産は、当事業年度に新たに2,701百万円を計上した一方、1,060百万円を償却しました。なお、保険業法第113条に基づく繰延資産の計上は、開業から5年目である当事業年度までとなり、2013年度から2017年度までは償却負担のみが発生する予定です。

負債は、責任準備金の算出方法の変更の影響はあったものの、保有契約件数の増加に伴い責任準備金が増加したことから、4,379百万円（前事業年度末 2,702百万円）となりました。主な勘定残高は、責任準備金3,278百万円（うち、危険準備金997百万円）、未払費用320百万円、支払備金265百万円となりました。

純資産は、当期純損失の計上に伴い、16,071百万円（前事業年度末 16,159百万円）と減少しました。

当事業年度末のソルベンシー・マージン比率は、2,266.0%（前事業年度末 3,499.1%）となり、十分な支払余力を維持しております。

○資産、負債及び純資産の状況

(単位：百万円)

区 分	2011年度末	2012年度末
資産	18,861	20,450
うち有価証券	13,800	13,488
国債	9,939	7,331
社債	3,721	5,982
株式	139	174
うち保険業法第113条繰延資産	3,659	5,300
負債	2,702	4,379
うち支払備金	196	265
うち責任準備金	1,743	3,278
うち危険準備金	729	997
純資産	16,159	16,071
ソルベンシー・マージン比率 ¹	3,499.1%	2,266.0%

(注) 1. 2011 年度末以降におけるソルベンシー・マージン比率は、厳格化された新基準に基づいて算出しております。

(基礎利益の状況)

基礎利益は、生命保険会社の主たる収益指標のひとつであります。具体的には、保険契約者から収受した保険料等収入、売却損益を除く資産運用収益及び責任準備金戻入額等その他経常収益等で構成される基礎収益から、保険金等支払金、危険準備金を除く責任準備金等繰入額、資産運用費用、事業費及びその他経常費用等から構成される基礎費用を控除したものと計算されます。また、基礎利益は「危険差損益」、「費差損益」及び「利差損益」に分解することも可能であり、これらを三利源と呼んでおります。生命保険料の計算は、予定発生率（死亡率、入院率など）、予定利率、予定事業費率（付加保険料部分）の3つに基づいております。これらの「予定」と実績との差によって生命保険会社の利益（基礎利益）が生じていると考え、それぞれの差分を算出することによって、基礎利益がどのような要因から生じているのかを明らかにするのが利源分析の考え方です。

当事業年度の基礎利益及び三利源の状況は以下のとおりです。

当事業年度においては、上場に伴い広告宣伝を積極的に展開したことにより費差損を1,219百万円計上したものの、保険金及び給付金の支払いが想定より減少したことに加え、責任準備金の算出方法の変更の影響があったことから、危険差益は大幅に増加し、1,437百万円となるとともに、資産運用収益により利差益は27百万円計上したことにより、基礎利益は244百万円となりました。

○基礎利益の状況

(単位：百万円)

区 分	2011年度	2012年度
基礎利益	△391	244
危険差益	490	1,437
費差損(△)	△919	△1,219
利差益(順ざや額)	37	27

② 対処すべき課題

当社は、2012年11月に「開業後5年以内に保有契約件数15万件以上」という開業当初の経営目標を達成しました。2013年5月に開業から5年を迎え、今後、新たな成長ステージに移行するために、以下の事項を骨子とした新中期計画を策定しました。

○新中期計画の骨子

LIFENET2015	新しい商品・サービスの提供を通じて生命保険の未来を創り出す「変革者」として、ステークホルダーの共感を集め、ネット生保 No.1の持続的成長を実現する
経営目標	2015年度における経常収益150億円及び黒字化 ¹ の達成
重点領域	1. 保険料収入(トップライン)の持続的成長 2. 生産性の向上 3. 生命保険の「変革者」(フロントランナー)を志向
内部管理態勢	リスク管理の高度化とリスクベースの経営管理に向けた基盤づくり

(注) 1. 保険業法第113条繰延資産償却費考慮前経常損益ベース

以上の新中期計画の背景にある当社が対処すべき課題として、主に以下の事項を認識しております。

・保険料収入（トップライン）の持続的成長

当社は、開業時に掲げた経営目標である「開業後5年以内に保有契約件数15万件以上」を2012年11月に達成することができました。当社は、エンベディッド・バリュー及び新契約価値の成長を通じた企業価値向上のため、保険料収入を持続的に成長させることが重要であると認識しております。そのため、今後はさらなる認知度の向上に加え、顧客層の変化を踏まえた信頼度の向上に努め、安心して保険契約をお申込みいただけるよう、様々な施策に取組んでまいります。また、コンタクトセンターやインターネットを通じて、潜在的なお客さまに対するお申込みまでのフォロー施策の強化を進めます。

・事業費効率の継続的改善

生命保険業では一般的に、長期間にわたり平準的に保険料を収受する一方、契約前後の短期間に広告宣伝費・代理店手数料・契約査定費用などが集中的に支出されることから、新設会社は会計上の損失が生じやすく、当社も経常損失を計上しております。経営基盤を早期に安定させる観点から、保険料収入の成長に加えて、インターネットを活用したビジネスモデルの利点を活かした事業費効率の継続的改善を進めるとともに、適切にコスト管理を行う態勢強化に努めることで、会計損益の黒字化を目指します。

・わかりやすく便利なお客さまサービスの追求

当社は2008年5月の開業以来、1) コンタクトセンターの平日夜10時までの営業、2) 「給付金を受け取れないと思ひ込みやすい入院、手術の代表例」のご案内（請求勧奨）、3) 携帯電話やスマートフォンからの申し込み、4) 給付金請求の際に必要な医師の診断書の原則廃止など、マニフェストに基づき、わかりやすく便利なお客さまサービスを追求してまいりました。今後も、これまでの常識にとらわれない利便性の高いサービスの提供を通じて、生命保険業界の変革者（フロントランナー）となることを目指します。

・変化する競争環境への対応

販売チャネルの多様化が進む生命保険業界の中でも、インターネットによる生命保険の販売は、近年、新規参入が相次ぐなど競争が激化しております。その一方で、インターネットで生命保険を契約することがより一般化し、市場が拡大する効果も期待されます。また、スマートフォンやタブレットなどの様々なデバイスの急速な普及に伴い、デバイスへの最適化戦略も不可欠となっております。当社は、先駆者としての知見を活かしながら、新たな取組みも行うことにより、「ネット生保」業界をリードしていくことを目指します。

・リスク管理の高度化とリスクベースの経営管理に向けた基盤づくり

昨今、経済活動が多様化し、グローバル化が急速に進展する中で、企業経営に係る多様なリスクの統合的な管理がますます重要視されるとともに、生命保険という公共性の高い事業を営む上で、各種リスクの適切な管理は、契約者の保護はもとより、経営の安定性・成長性を左右する重要な経営課題であると認識しております。今後、当社は、経営管理強化の一環として、経営状況に鑑みた妥当性に配慮しながら、リスク管理の高度化を推進するとともに、リスクベースの経営管理に向けた基盤づくりを図ります。

以上の対処すべき課題に対して、「正直に経営し、わかりやすく、安くて便利な商品・サービスの提供を追求する」という理念に基づき、取組みを推進します。

株主の皆様におかれましては、引き続き温かいご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区 分		2010年3月期	2011年3月期	2012年3月期	2013年3月期 (当事業年度)
年 度	個 人 保 険	億円 2,963	億円 6,680	億円 11,053	億円 14,803
末	個 人 年 金 保 険	—	—	—	—
契	団 体 保 険	—	—	—	—
約	団 体 年 金 保 険	—	—	—	—
高	そ の 他 の 保 険	—	—	—	—
保 險 料 等 収 入		百万円 591	百万円 1,765	百万円 3,720	百万円 5,915
資 産 運 用 収 益		66	60	47	51
保 險 金 等 支 払 金		34	154	410	575
経 常 損 失 (△)		△1,032	△820	△687	△23
契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額		—	—	—	—
当 期 純 損 失 (△)		△1,036	△834	△900	△126
総 資 産		10,586	10,523	18,861	20,450
1株当たり当期純損失(△)		△30.75円	△24.76円	△26.37円	△3.00円

(注) 2012年3月期以前の1株当たり当期純損失は、2012年1月24日付で株式1株につき1,000株の分割を行ったことに伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の記載を表記しております。

(3) 支店等及び代理店の状況

(単位：店)

区 分	前 事 業 年 度 末	当 事 業 年 度 末	当 事 業 年 度 増 減
代 理 店	19	26	7
海 外 代 理 店	—	—	—
計	19	26	7

(注) 支店等は設置しておりません。

(4) 使用人の状況

区 分	前 年 事 業 末	当 年 事 業 末	当 事 業 年 度 増 減	当 事 業 年 度 末 現 在		
				平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数	平 均 給 与 額
内 務 職 員	73名	87名	14名	37.1歳	3.2年	570.4千円
営 業 職 員	—	—	—	—		

- (注) 1. 使用人の状況には、当社への出向者を含んでおりません。
 2. 平均給与月額は、2013年3月における税込定例給与であり、賞与及び時間外手当は含みません。なお、当社は当事業年度において賞与を支給しておりません。

(5) 主要な借入先の状況
 該当事項はありません。

(6) 資金調達の状況
 該当事項はありません。

(7) 設備投資の状況
 ① 当事業年度における設備投資の総額

(単位：百万円)

部 門 名	金 額
シ ス テ ム 部	371
そ の 他	34
計	406

② 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
保 険 事 務 シ ス テ ム	169

(注) 保険金等の支払いに関する業務の効率化等を目的としたシステム投資であります。

(8) 重要な親会社及び子会社等の状況

① 親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な業務提携の概況

当社は、2009年8月19日付けで、パートナーシップを強化し、両社の企業価値拡大に向けた協力体制を確立するために、保険比較サイト『保険市場』を運営する株式会社アドバンスクリエイトと資本業務提携契約を締結しております。両社は、インターネットを活用して、生命保険を「比較し、理解し、納得して」契約するというプロセスを充実させるという理念を共有しております。

なお、当社は、2013年4月25日付けで、スイスの再保険会社であるSwiss Reinsurance Company Ltdと業務提携契約を締結しました。本提携に伴い、当社とSwiss Reinsurance Company Ltdは共同で検討委員会を設立し、インターネットによる生命保険事業における知見に加え、商品開発や引受査定などの分野におけるノウハウの共有や人材交流など、両社の業務拡大に資する提携策を協議する予定です。

(9) 事業の譲渡・譲受け等の状況

該当事項はありません。

(10) その他保険会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況

(2013年3月31日現在)

氏名	役職及び担当	重要な兼職の状況
出 口 治 明	代表取締役社長 執行役員 【担当】監査部	—
岩 瀬 大 輔	代表取締役副社長 執行役員 【担当】総務部、経理部、商品開発部、数理部、財務部、システム部	—
中 田 華 寿 子	常務取締役 執行役員 【担当】マーケティング部、コンタクトセンター	—
樋 口 俊 一 郎	常務取締役 執行役員 チーフ・コンプライアンス・オフィサー 【担当】法務部、リスク管理部、お客さま相談部	—
藤 原 作 弥	取締役（社外役員）	東北電力株式会社 社外監査役 株式会社毎日新聞グループホールディングス 社外監査役
石 倉 洋 子 (栗 田 洋 子)	取締役（社外役員）	慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科 教授 日清食品ホールディングス株式会社 社外取締役 富士通株式会社 社外取締役
内 田 和 成	取締役（社外役員）	早稲田大学大学院商学研究科 教授 早稲田大学ビジネススクール 教授 日本ERI株式会社 社外取締役 三井倉庫株式会社 社外取締役 キューピー株式会社 社外監査役
伊 佐 誠 次 郎	常勤監査役	—
伏 見 泰 治	監査役（社外役員）	ツネイシホールディングス株式会社 代表取締役会長兼社長
増 田 健 一	監査役（社外役員）	アンダーソン・毛利・友常法律事務所 パートナー 株式会社ブリヂストン 社外監査役
かわ 河 相 董	監査役（社外役員）	—

(注) 1. 監査役河相董氏は2012年8月1日付けでマネックス・オルタナティブ・インベストメンツ株式会社の取締役会長を退任しました。

2. 監査役伏見泰治氏は、会社経営及び金融に関する豊富な経験と高い見識を有しております。監査役河相董氏は、会社経営及び財務に関する豊富な経験と高い見識を有しております。
3. 社外取締役である藤原作弥、石倉洋子、内田和成の3氏及び社外監査役である伏見泰治、増田健一の両氏は、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ております。
4. 当社は執行役員制度を導入しております。2013年3月31日現在の取締役を兼務していない執行役員は以下のとおりであります。

氏 名	役 職 及 び 担 当
かた だ こう へい 堅 田 航 平	執行役員【担当】企画部 企画部長
すず き げん 鈴 木 原	執行役員【担当】お客さまサービス部 総務部長

5. 当社は2013年5月15日付けで執行役員の担当を以下のとおり変更しました。

氏 名	役 職 及 び 担 当
岩 瀬 大 輔	代表取締役副社長 執行役員（業務執行全般を統括）
中 田 華 寿 子	常務取締役 執行役員【担当】マーケティング部、商品開発部、コンタクトセンター
堅 田 航 平	執行役員【担当】経理部、企画部、数理部、財務部 経理部長
鈴 木 原	執行役員【担当】総務部、お客さまサービス部、システム部 総務部長

(2) 会社役員に対する報酬等

区 分	支給人数	報酬等	そ の 他
取締役 (うち社外取締役)	10名 (5名)	10,400万円 (1,050万円)	取締役の報酬限度額は、2012年6月24日開催の第6回定時株主総会において年額14,000万円以内(うち、社外取締役分3,000万円)と決議されております。
監査役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	3,075万円 (1,125万円)	監査役の報酬限度額は、2012年6月24日開催の第6回定時株主総会において年額4,000万円以内と決議されております。
合 計	14名	13,475万円	

(注) 取締役の支給人数及び報酬等には、当事業年度に退任した取締役3名(うち社外取締役2名)及びその報酬等を含んでおります。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

(2013年3月31日現在)

氏 名	重 要 な 兼 職 そ の 他 の 状 況
藤 原 作 弥	東北電力株式会社社外監査役及び株式会社毎日新聞グループホールディングス社外監査役を兼職しております。当社と兼職先との間に記載すべき取引関係はありません。
石 倉 洋 子	慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授、日清食品ホールディングス株式会社社外取締役及び富士通株式会社社外取締役を兼職しております。当社と兼職先との間に記載すべき取引関係はありません。
内 田 和 成	早稲田大学大学院商学研究科教授、早稲田大学ビジネススクール教授、日本ERI株式会社社外取締役、三井倉庫株式会社社外取締役及びキューピー株式会社社外監査役を兼職しております。当社と兼職先との間に記載すべき取引関係はありません。
伏 見 泰 治	ツネイシホールディングス株式会社代表取締役会長兼社長を兼職しております。当社と兼職先との間に記載すべき取引関係はありません。
増 田 健 一	アンダーソン・毛利・友常法律事務所パートナー及び株式会社ブリヂストン社外監査役を兼職しております。当社はアンダーソン・毛利・友常法律事務所から、法務に関する助言を受けております。その他の兼職先との間に記載すべき取引関係はありません。
河 相 董	—

(注) 監査役河相董氏は、2012年8月1日付けでマネックス・オルタナティブ・インベストメンツ株式会社の取締役会長を退任しました。同社の親会社であるマネックスグループ株式会社は、当社の筆頭株主であったものの、2013年4月25日付けで保有する全ての当社株式をSwiss Reinsurance Company Ltdに一括譲渡することを合意しました。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
藤原 作 弥	10ヶ月	取締役会10回中9回出席	金融に関する豊富な経験と幅広い知識に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
石 倉 洋 子	10ヶ月	取締役会10回中10回出席	国際企業戦略及び企業経営に関する豊富な経験と幅広い知識に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
内 田 和 成	10ヶ月	取締役会10回中10回出席	コンサルティングファームにおける企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
伏 見 泰 治	6年 6ヶ月	取締役会14回中13回出席 監査役会13回中12回出席	会社経営及び金融に関する豊富な経験と幅広い知識に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
増 田 健 一	5年 11ヶ月	取締役会14回中14回出席 監査役会13回中13回出席	弁護士としての長期の経験に基づく深い造詣をもとに、専門的見地から、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
河 相 董	5年 11ヶ月	取締役会14回中14回出席 監査役会13回中13回出席	会社経営及び財務に関する豊富な経験と幅広い知識に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。

(注) 社外取締役の取締役会等への出席状況は、取締役就任以降開催の取締役会について記載しております。また、社外監査役の取締役会等への出席状況は、当事業年度開催の取締役会及び監査役会について記載しております。

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
藤原 作 弥	在任中、その任務を怠ったことにより会社に損害を加えた場合において、社外役員が職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を上限として、損害賠償責任を負うものとし、当該限度額を超える額については、会社は社外役員の損害賠償責任を免除する。
石倉 洋 子	
内田 和 成	
伏見 泰 治	
増田 健 一	
河相 董	

(4) 社外役員に対する報酬等

区分	支給人数	保険会社からの報酬等	保険会社の親会社等からの報酬等
報酬等合計	8名	2,175万円	—

(注) 社外役員の支給人数及び報酬等には、当事業年度に退任した社外取締役2名及びその報酬等を含んでおりません。

(5) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4. 株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数 100,000,000株

発行済株式総数 42,085,000株

(2) 当事業年度末株主数 12,563名

(3) 大株主（上位10名）

(2013年3月31日現在)

株 主 名	持株数(株)	持株比率(%)
マネックスグループ株式会社	5,683,900	13.50
あすかDBJ投資事業有限責任組合	5,683,800	13.50
三井物産株式会社	4,800,000	11.40
株式会社セブン・フィナンシャルサービス	3,250,000	7.72
株式会社新生銀行	2,632,500	6.25
ジェーピー モルガン チェース バンク 385174	1,730,000	4.11
株式会社朝日ネット	1,666,000	3.95
株式会社リクルートホールディングス	1,250,000	2.97
グロービスファンドスリーエルピー	1,050,800	2.49
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	859,300	2.04

(4) その他株式に関する重要な事項

2013年4月25日付で、当社の筆頭株主であるマネックスグループ株式会社及びSwiss Reinsurance Company Ltdは、マネックスグループ株式会社の保有する全ての当社株式5,683,900株をSwiss Reinsurance Company Ltdに一括譲渡することを合意したことから、Swiss Reinsurance Company Ltdは、5,683,900株の当社株式を保有する当社の筆頭株主となりました。

5. 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日において当社役員が有する新株予約権に関する事項

区 分	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数
取締役 (社外役員を除く)	第1回新株予約権 発行日：2007年5月7日 新株予約権の数：1,000個 新株予約権の目的となる株式の種類及び数： 当社普通株式 1,000,000株（新株予約権1個につき1,000株） 発行価額：有償 権利行使時の1株当たり払込金額：220円 権利行使期間：2010年5月22日～2017年5月22日	2名
	第2回新株予約権 発行日：2007年12月27日 新株予約権の数：510個 新株予約権の目的となる株式の種類及び数： 当社普通株式 510,000株（新株予約権1個につき1,000株） 発行価額：無償 権利行使時の1株当たり払込金額：400円 権利行使期間：2009年12月27日～2017年12月21日	2名
	第3回新株予約権 発行日：2010年1月25日 新株予約権の数：60個 新株予約権の目的となる株式の種類及び数： 当社普通株式 60,000株（新株予約権1個につき1,000株） 発行価額：無償 権利行使時の1株当たり払込金額：600円 権利行使期間：2012年1月25日～2019年12月24日	1名
	第4回新株予約権 発行日：2012年1月27日 新株予約権の数：30,000個 新株予約権の目的となる株式の種類及び数： 当社普通株式 30,000株（新株予約権1個につき1株） 発行価額：無償 権利行使時の1株当たり払込金額：1,000円 権利行使期間：2014年1月27日～2022年1月25日	1名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(注) 2012年1月24日付で株式1株につき1,000株の分割を行ったため、第1回から第3回の新株予約権の目的となる株式数は、新株予約権1個につき1,000株となっております。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権に関する事項
該当事項はありません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

氏名又は名称	当事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 宮 裕 貞廣 篤典	24百万円	該当事項はありません。

(注) 会計監査人との監査契約において、会社法上の監査及び金融商品取引法上の監査の報酬等の額を明確に区分していないため、当事業年度に係る報酬等には、これらの合計額を記載しております。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

当社は、会社法第340条に定める監査役会による解任のほか、会計監査人が、職務を適正かつ適切に遂行することが困難だと認められる場合には、監査役会の同意又はその請求により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提案します。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社の業務の適正を確保するための体制強化を目的に、2012年4月25日開催の取締役会において「内部統制システムに関する基本方針」の改訂を決議しました。改訂後の内容は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び社員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、法令等遵守に係る基本方針および遵守基準を制定し、コンプライアンス委員会の場を活用するなどして、当社の役員・社員がこの行動規範に則り事業活動のすべての局面においてコンプライアンス（法令遵守）を最優先するよう周知徹底を図る。
- ② 当社は、コンプライアンスを統括する部署（法務部）を設置するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、当社のコンプライアンス推進のための重要事項について専門的な見地または全社横断的な見地から助言を行う。
- ③ 当社は、CCO（チーフ・コンプライアンス・オフィサー）を設け、CCOには取締役を充てることができる。
- ④ 当社は、コンプライアンス・マニュアルを作成し、役員・社員が遵守すべき法令および社内ルール等に関する研修を実施し、コンプライアンスの継続的な周知徹底を図る。
- ⑤ 当社は、法令または規程等の違反が生じた場合の報告体制を整備する。
- ⑥ 当社は、代表取締役社長の直属の部門として、被監査部門から独立した監査部を設置し、経験に富む専任の部長を配置して、実効性のある内部監査を実施する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役は、その職務の執行に係る文書その他の情報につき、法令および当社の規程等に従い適切に保存および管理を行う。

(3) 取締役の反社会的勢力への対応に関する体制

当社は、反社会的勢力との関係遮断のため、総務部を対応部署とし、警察等関係機関とも連携して、断固たる姿勢で臨む。

(4) リスク管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理に関する基本方針を定め、当初の事業遂行に関わるリスクについて、総合的なリスク管理を統括するリスク管理部を設置するとともに、リスク・カテゴリー毎に責任者ならびに主管部を定めて適切な管理を行う。また、リスク管理委員会を設けて、専門的な見地または全社横断的な見地からリスク管理の適切性を担保する。

- (5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 当社は、取締役の職務分掌を定め、各取締役が責任を持って担当する領域を明確にしたうえで、業務執行の決定権限を取締役に委譲している。各取締役は、自己の担当領域に関する業務目標の達成を通じて会社全体としての経営目標の達成に努める。
 - ② 経営方針を明確化し、中長期計画において経営目標を具体化するとともに、年間、四半期および月別予算管理により業務遂行の進捗管理を行って経営資源の最適活用を図る。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合における当該社員に関する事項および当該社員の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役の監査業務を補助するため、監査役の求めがある場合には、監査役会事務局を設置する。事務局には、監査役の求めに応じて、監査業務を補助するのに必要な知識・能力を具備した社員を配置する。
- (7) 取締役および社員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 取締役は、監査役の求めに応じて、経営、財務、コンプライアンス、リスク管理、内部監査の状況等について、適宜監査役に対する報告を行うとともに、職務執行に関し重大な法令または社内ルールの違反または会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告を行う。
 - ② 取締役、保険計理人および社員は、何時においても監査役の求めに応じ、業務執行に関する事項の説明を行う。
- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査役は、社内のすべての重要な会議に随時出席できるものとする。また、代表取締役社長は、監査役会と定期的に意見交換を行い、監査部は監査役の監査に協力する。
- (9) 基本方針の改廃に関する事項
- この基本方針の改廃は、リスク管理部が立案し、取締役会の決議によるものとする。

9. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

10. その他

(1) 剰余金の配当等の方針

当社は、法令に別段の定めのある場合を除き、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項の決定機関を取締役会とすることを定款に規定しております。当社は、生命保険会社としての経営基盤を確立させる事業フェーズにあることから、設立以来、剰余金の配当を実施しておりません。また、当社は、現在、保険業法第113条に規定する繰延資産を貸借対照表に計上しているため、保険業法第17条の6の規定により、剰余金の配当を行うことができません。なお、保険業法第113条に規定する繰延資産は、生命保険業免許取得後10年間（2018年3月期まで）で均等償却する予定です。

将来的には、剰余金の配当を含めた株主還元策の実施を検討することとしておりますが、現時点では剰余金の配当に関する具体的な方針、実施時期等は未定です。内部留保につきましては、認知度向上、新商品開発等の成長施策、情報システム投資等に有効活用し、事業の拡大と利益の創出を目指してまいります。

(2) 筆頭株主の異動及び業務提携契約の締結

当社は、2013年4月25日にスイスの再保険会社であるSwiss Reinsurance Company Ltdと業務提携契約を締結しました。業務提携の具体的な内容は、共同で設立する検討委員会で検討します。検討委員会では、インターネットによる生命保険事業における知見に加え、商品開発や引受査定などの分野におけるノウハウの共有や人材交流など、両社の業務拡大に資する提携策について協議することを予定しております。また、これに伴い、当社の筆頭株主であるマネックスグループ株式会社とSwiss Reinsurance Company Ltdとの間で、マネックスグループ株式会社が保有する全ての当社普通株式が一括譲渡されたことにより、筆頭株主が異動しました。これらの概況は、1(8)「重要な親会社及び子会社等の状況」及び4(4)「その他株式に関する重要な事項」に記載しております。

貸借対照表

(2013年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金	353	保険契約準備金	3,544
預貯金	353	支払準備金	265
有価証券	13,488	責任準備金	3,278
国債	7,331	代理店借	3
社債	5,982	再保険借	15
株式	174	その他の負債	493
有形固定資産	97	未払法人税等	3
建物	21	未払費用	320
リース資産	8	預り金	11
その他の有形固定資産	68	リース債務	18
無形固定資産	590	資産除去債務	32
ソフトウェア	378	仮受金	0
ソフトウェア仮勘定	199	価格変動準備金	3
リース資産	8	繰延税金負債	318
その他の無形固定資産	2	負債の部合計	4,379
代理店貸	0	(純資産の部)	
再保険貸	13	資本金	10,484
その他の資産	5,907	資本剰余金	10,484
未収金	498	資本準備金	10,484
前払費用	9	利益剰余金	△4,978
未収収益	23	その他利益剰余金	△4,978
預託金	75	繰越利益剰余金	△4,978
仮払金	0	株主資本合計	15,990
保険業法第113条繰延資産	5,300	その他有価証券評価差額金	60
資産の部合計	20,450	評価・換算差額等合計	60
		新株予約権	20
		純資産の部合計	16,071
		負債及び純資産の部合計	20,450

損益計算書
(2012年4月1日から
2013年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	5,976
保険料等収入	5,915
再保料収入	5,876
資産運用益	39
利息及び配当金等収入	51
預貯金利息	0
その他有価証券利息	51
その他経常収入	9
その他有価証券利息	9
経常費用	5,999
保険金等支払	575
保給の他返戻	286
再保の他返戻	234
責任準備金等繰入	0
支払準備金繰入	54
責任準備金繰入	1,603
資産運用費用	68
支払利息	1,535
事業経常費用	0
その他有価証券	4,976
税減価償却	1,544
保険業法第113条繰延資産償却	250
その他有価証券	228
保険業法第113条繰延資産償却	1,060
その他有価証券	4
保険業法第113条繰延	△2,701
経常損失(△)	△23
特別損失	1
価格変動準備金繰入	1
税引前当期純損失(△)	△24
法人税及び住民税	3
法人税等調整額	98
法人税等合計	101
当期純損失(△)	△126

株主資本等変動計算書

(2012年4月1日から
2013年3月31日まで)

(単位：百万円)

科	目	金 額
株主資本		
資本金		
	当期首残高	10,478
	当期変動額	
	新株の発行（新株予約権の行使）	6
	当期変動額合計	6
	当期末残高	10,484
資本剰余金		
資本準備金		
	当期首残高	10,478
	当期変動額	
	新株の発行（新株予約権の行使）	6
	当期変動額合計	6
	当期末残高	10,484
	資本剰余金合計	
	当期首残高	10,478
	当期変動額	
	新株の発行（新株予約権の行使）	6
	当期変動額合計	6
	当期末残高	10,484
利益剰余金		
その他利益剰余金		
	繰越利益剰余金	
	当期首残高	△4,852
	当期変動額	
	当期純損失（△）	△126
	当期変動額合計	△126
	当期末残高	△4,978
	利益剰余金合計	
	当期首残高	△4,852
	当期変動額	
	当期純損失（△）	△126
	当期変動額合計	△126
	当期末残高	△4,978

科 目	金 額
株主資本合計	
当期首残高	16,103
当期変動額	
新株の発行（新株予約権の行使）	13
当期純損失（△）	△126
当期変動額合計	△112
当期末残高	15,990
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	35
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	24
当期変動額合計	24
当期末残高	60
評価・換算差額等合計	
当期首残高	35
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	24
当期変動額合計	24
当期末残高	60
新株予約権	
当期首残高	20
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－
当期変動額合計	－
当期末残高	20
純資産合計	
当期首残高	16,159
当期変動額	
新株の発行（新株予約権の行使）	13
当期純損失（△）	△126
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	24
当期変動額合計	△88
当期末残高	16,071

独立監査人の監査報告書

平成25年5月10日

ライフネット生命保険株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 宮 裕 ①
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 貞 廣 篤 典 ①

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ライフネット生命保険株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

個別注記表の6. 会計上の見積りの変更に記載されているとおり、会社は、当事業年度より責任準備金のうち保険料積立金について見積りの変更を行っている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2012年4月1日から2013年3月31日までの第7期事業年度の取締役の職務の執行に関して、全監査役による審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「有限責任 あずさ監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2013年5月15日

ライフネット生命保険株式会社 監査役会

常勤監査役 伊 佐 誠次郎 ㊟

社外監査役 伏 見 泰 治 ㊟

社外監査役 増 田 健 一 ㊟

社外監査役 河 相 董 ㊟

以 上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing practice, consisting of 18 lines.

生命保険商品のご案内

人生における3つのリスクに備えられる保険商品をご用意しました。

万が一に備える **死亡保障**



定期死亡保険 かぞくへの保険

万が一のときに、保険金が支払われます。
ご遺族の生活を守るための保険です。

特長1 子育て世代にうれしい
お手頃な保険料です

特長2 事故でも病気でも災害
でも保険金額は変わり
ません

特長3 500万円～1億円まで、
保険金額は幅広く設定
できます

入院や治療に備える **医療保障**



終身医療保険 じぶんへの保険

差額ベッド代など、公的保障でカバーされない
入院中の出費に備えられます。入院日数に応じ
て保障してくれる終身型の医療保険です。



新登場!

定期療養保険 じぶんへの保険 **プラス** (がん・先進医療保障付き)

公的保障の自己負担(入院)と入院前後の
外来もカバー。しかも、がん・先進医療の
保障も付いた、頼もしい定期型の保険です。

傷病で働けない状態に備える
就業不能保障



就業不能保険 働く人への保険

病気などで長時間働けなくなった場合の
収入を助けます。お給料代わりになる
保険です。

特長1 保険料は上がりません

特長2 在宅療養も保障します

特長3 毎月の給付金は非課税で、
通算1億円まで支払います

10秒でカンタン見積り！
保険料シミュレーション

お申し込みも
こちらから！



<http://www.lifenet-seimei.co.jp/plan/>

ライフネットカレンダー (2012年4月～2013年3月)

経営目標「開業後5年以内に保有契約件数15万件以上」を開業から4年半で達成

ウェブサイトを全面リニューアル



医療費負担連動タイプの医療保険

「じぶんへの保険プラス(がん・先進医療保障付き)」を発売



定期療養保険 **定期型**

「じぶんへの保険プラス」
(がん・先進医療保障付き)

保有契約件数
12万件
突破

保有契約件数
13万件
突破

保有契約件数
14万件
突破

2012年 **4**月

5月

6月

7月

8月

9月

UCDAアワード2012
生命保険募集ウェブページ部門
「情報のわかりやすさ賞」を受賞

「第三者」による客観的な評価



「第3回 ライフネット・ファミリーDAY」を開催



保有契約件数

15万件
突破

コンタクトセンター、ウェブサイトが2012年度「HDI問合せ窓口格付け」で
生命保険業界第1位の評価を獲得



保有契約件数

16万件
突破

10月

11月

12月

2013年1月

2月

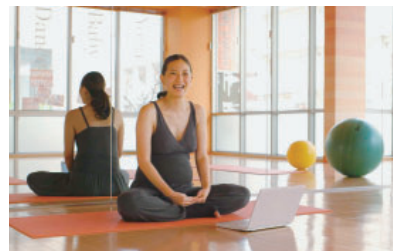
3月

保有契約者数

10万人
突破

医療保険の給付金請求における
診断書提出を原則不要とし、簡易
な請求プロセスを実現

新TVCMシリーズを放映開始



会場ご案内図



会場：日比谷公会堂
東京都千代田区
日比谷公園1番3号



- 地下鉄
- 都営三田線「内幸町駅」A7出口 徒歩2分
 - 千代田線「霞ヶ関駅」C4出口 徒歩3分
 - 日比谷線又は 千代田線「日比谷駅」A14出口 徒歩3分
 - 丸ノ内線「霞ヶ関駅」B2出口 徒歩5分
- J R 「新橋駅」日比谷口 徒歩15分